

通達甲（交. 駐. 駐3）第8号

平成26年5月27日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

自動車保管場所証明事務処理要綱の全部改正について

このたび、別添のとおり、自動車保管場所証明事務処理要綱の全部を改正し、平成26年6月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、自動車保管場所証明事務処理要綱の制定について（平成5年3月25日通達甲（交. 駐. 駐1）第2号）は、廃止する。

別添

自動車保管場所証明事務処理要綱

第1 目的

この要綱は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「保管場所法」という。）に基づく保管場所の確保に係る証明（以下「保管場所証明」という。）、保管場所の届出（以下「保管場所届出」という。）及び保管場所の変更の届出（以下「保管場所変更届出」という。）に関する事務について必要な事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

第2 準拠

保管場所証明、保管場所届出及び保管場所変更届出（以下「保管場所証明等」という。）に関する事務処理については、保管場所法、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「施行令」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。
- 2 保有者 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第3項に規定する保有者をいう。
- 3 使用の本拠の位置 自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいう。
- 4 保管場所 車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所で、施行令第1条各号の全ての要件を備えたものをいう。
- 5 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所として申請された場所の位置を管轄する警察署長（以下「署長」という。）が、当該場所が当該自動車の保管場所として確保されていることを証明する書面をいう。
- 6 保管場所管理システム 警視庁情報管理システムの対象業務として、警察署における保管場所証明等に係る事務の処理を目的として構築されたもので、専用の端末装置を用いて当該事務を処理するシステムをいう。
- 7 OSSシステム 自動車を保有するために必要な手続並びに税及び手数料の納付を電気通

信回線による申請で一括して行うことができるシステムで、都道府県警察、地方運輸局運輸支局、都道府県税事務所及び車両法第7条第4項に規定する登録情報処理機関がそれぞれ管理する個別のシステムを連結して構築されたものをいう。

8 保管場所証明通知 署長が、自動車の保管場所として申請された場所が、当該自動車の保管場所として確保されていることを証明する旨の通知で、OSSシステムを用いて当該署長の使用に係る電子計算機から当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局運輸支局長の使用に係る電子計算機に送信することによって行われるものをいう。

9 証明通知申請 自動車の所有者が、署長に対して、保管場所証明通知を行うことを求める手続をいう。

第4 保管場所証明等の書類

保管場所証明等に係る必要な書類は、次表のとおりとする。

種別	申請書又は届出書	添付書類
保管場所証明	規則別記様式第1号の「自動車保管場所証明申請書」1通	1 別記様式第1の「保管場所使用権原疎明書面（自認書）」、別記様式第2の「保管場所使用承諾証明書」又は保管場所として使用する権原を有することを疎明できる書面のいずれか1通
保管場所届出	規則別記様式第2号の「自動車保管場所届出書（新規・変更）」1通	2 規則第1条第2項第2号に規定する「所在図」1通
保管場所変更届出		3 規則第1条第2項第3号に規定する「配置図」1通
自動車保管場所証明書の再交付	規則別記様式第1号の「自動車保管場所証明申請書」1通	不要
保管場所標章の交付	規則別記様式第3号の「保管場所標章交付申請書」1通	不要
保管場所標章の再交付	規則別記様式第6号の「保管場所標章再交付申請書」1通	不要

注 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。

- 1 使用の本拠の位置が保管場所の位置と同一である場合
- 2 使用の本拠の位置が旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）の使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請等に係る保管場所が旧自動車の保管場所とされている場合で、申請に係る申請書又は届出書に旧自動車に表示されている保管場所標章番号の記載があるとき。

第5 事務処理期間

自動車保管場所証明書及び保管場所標章の交付の事務処理に要する標準的な処理期間は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定に基づき東京都公安委員会が決定したところによるが、交付については、事務の合理化を図り、処理期間の短縮に努めるものとする。

第6 取扱責任者等の指定及び任務

署長は、次表の指定区分により、取扱責任者、事務担当者及び事務担当補助者を指定し、保管場所証明等の事務の適正を図るものとする。

指定区分		任務
取扱責任者	交通担当課長（島部警察署にあっては、次長）	保管場所証明等の事務の統括に関すること。
事務担当者	交通総務を担当する警察官のうち、適任と認められるもの（島部警察署にあっては、交通を担当する警察官のうち適任と認められるもの）	保管場所証明等の事務の処理に関すること。
事務担当補助者	会計年度任用職員	事務担当者の任務の補助に関すること。

第7 保管場所証明等の事務処理要領

事務担当者は、次の要領により保管場所証明等の事務を行うものとする。

1 保管場所証明に係る事務処理要領

(1) 申請書類の受付

ア 保管場所証明の申請に係る書類（以下「申請書類」という。）は、当該申請に係る自動車1台ごとに提出させるものとする。

イ 自動車保管場所証明申請書とともに提出された保管場所標章交付申請書については、事後、保管場所標章を交付する場合に備え、確実に保管しておくものとする。

(2) 申請書類の点検

ア 保管場所証明の申請を受け付ける場合は、申請書類について確実に点検するものとする。

イ 代理人による保管場所証明の申請の場合は、委任状により申請者の意思の確認を行い、申請書類の記載事項に関して代理人が代理権を有するかどうかを確認するものとする。

(3) 保管場所証明の申請の受理

ア 前（2）による点検の結果、申請書類に不備がない場合は、保管場所証明の申請を受理するものとする。

イ 保管場所証明の申請時に、当該申請に係る自動車の車台番号が確定しないため、自動車保管場所証明申請書の車台番号欄が空欄のまま行われた申請についても、有効なものとして受理するものとする。この場合において、自動車保管場所証明書の交付は、車台番号が記入されてから行うこと。

ウ 保管場所証明の申請を受理した場合は、保管場所管理システムにより、別記様式第3の「自動車保管場所証明申請（届出）受理台帳」に登載するものとする。

(4) 審査

ア 保管場所証明の申請を受理した場合は、次の事項に留意し、当該申請の適否について審査をするものとする。

(ア) 保管場所の位置

自動車の使用の本拠の位置との距離が、直線で2キロメートルを超えないものであること。

(イ) 保管場所の使用期間

当該場所が、保管場所として相当の期間、反復し、及び継続して使用することができるものであること。

(ウ) 法令による制限の有無

法令により、空地として指定され、又は空地を確保することが義務付けられている場所でないこと。

(エ) その他

社会通念上、自動車を保管するための場所として適当と認められること。

イ 保管場所の照合は、保管場所管理システムにより行い、照合の結果に疑義がある場合は、申請者若しくは保管場所の所有者若しくは管理者への質問若しくは資料の提示要求又は既存資料の活用により、事実の確認に努めるものとする。

ウ 申請書類の点検及び審査の結果、記載事項を訂正する必要がある場合は、次により行

うものとする。ただし、自動車保管場所証明書の交付後の訂正は認めないものとする。

(ア) 申請者又は代理人に訂正させ、訂正箇所には二重線等を引かせるものとする。

(イ) 前（ア）により訂正した場合は、当該訂正箇所に、署長の訂正証印を押印するものとする。

(5) 保管場所の実査

保管場所証明の申請を受理した場合は、エに掲げる場合を除き、全て実査を行うものとし、その要領は、次のとおりとする。

ア 実査は、事務担当者、事務担当補助者その他交通を担当する者が行うものとする。ただし、使用の本拠の位置と保管場所の位置とが同一である場合又は保管場所が明確で、保管場所の使用権原等に疑義がない場合は、地域課員が実査を行うことができる。

イ 事務担当者、事務担当補助者その他交通を担当する者が行う実査の要領は、次のとおりとする。

(ア) 実査のため、土地又は建物に立ち入る必要がある場合は、必ず申請者又は保管場所の所有者若しくは管理者の承諾を得た上で立ち入ることとし、可能な限りその者の立会いを求めるものとする。

(イ) 警察官が私服で実査する場合及び事務担当補助者が実査する場合は、別図に定める腕章を着装するとともに、警察官は警察手帳を、事務担当補助者は警視庁職員証を携帯し、要求があったときはこれを提示し、身分を明らかにするものとする。

(ウ) 実査に当たっては、前（4）のアに基づき、申請書類の記載事項と保管場所の実態との整合性について確認するものとする。

(エ) 実査の結果、保管場所が確保されていることについて疑義がある場合は、申請者又は保管場所の所有者若しくは管理者に対して質問を行うほか、必要により再度実査を行い、疑問点を解明するものとする。

(オ) 実査の結果は、別記様式第4の「自動車保管場所審査カード」（以下「審査カード」という。）に記載し、実査を行う者（以下「実査担当者」という。）が事務担当者でない場合は、当該審査カードを事務担当者を引き継ぐものとする。

(カ) 事務担当者は、審査カードに基づき、保管場所管理システムにより保管場所に関する資料の整理を確実にを行うものとする。

ウ 地域課員が行う実査の要領は、次のとおりとする。

(ア) 地域課員に対する実査の下命は、地域担当課長が行うものとする。

(イ) 実査担当者は、実査の結果を審査カードに記載した後、当該審査カードを担当幹部

に提出するものとする。

(ウ) 前（イ）により審査カードの提出を受けた担当幹部は、当該審査カードを点検した後、事務担当者に引き継ぐものとする。

(エ) 実査担当者は、実査の現場において疑義が生じ、可否の判断が困難である場合は、速やかに事務担当者に連絡し指示を受けるものとする。

(オ) その他地域課員が行う実査については、前イの（ア）から（ウ）までの規定を準用するものとする。

エ 次の場合は、実査を省略することができる。

(ア) 国又は地方公共団体からの申請で、申請に係る保管場所が確保されていることが確実であると認められる場合

(イ) 自動車保管場所証明書の再交付の申請の場合

(ウ) 使用の本拠の位置と保管場所の位置とが異なり、かつ、申請者以外の者が所有し、又は管理する場所を保管場所とする申請で、当該保管場所の構造、管理状況等の実態を正確に把握しており、申請に係る保管場所が確保されていることに疑義がない場合

(6) 自動車保管場所証明書の交付及び再交付

ア 自動車保管場所証明書の交付

保管場所証明書の申請について審査をした結果、保管場所が確保されていると認められる場合は、自動車保管場所証明書を作成して申請者等（申請者並びに申請書類の提出及び受領を代行する者をいう。以下同じ。）に交付するものとする。

イ 自動車保管場所証明書の再交付

(ア) 再交付の申請の受理

自動車保管場所証明書の盗難、遺失、汚損等による自動車保管場所証明書の再交付の申請については、自動車保管場所証明書の交付後1か月以内のものに限り、自動車保管場所証明申請書を提出させ受理することができる。この場合において、添付書類の提出は求めないこと。

(イ) 再交付

自動車保管場所証明書を再交付する場合は、自動車保管場所証明申請書の右上部欄外の余白に、黒色又は青色の「再交付」の印を押して交付するものとする。この場合において、証明年月日は先に交付した自動車保管場所証明書の証明年月日であること及び証明番号は再交付の申請を受理した日の番号であることに留意すること。

2 保管場所届出及び保管場所変更届出に係る事務処理要領

(1) 届出書類の受付

保管場所届出及び保管場所変更届出に係る書類（以下「届出書類」という。）は、当該届出に係る自動車1台ごとに提出させるものとする。

(2) 届出書類の点検

届出書類の点検は、前1の(2)に準じて行うものとする。

(3) 保管場所届出及び保管場所変更届出の受理

ア 保管場所届出及び保管場所変更届出は、必要事項が記載されていない場合等明らかに無効と認められる場合を除き、受理するものとする。

イ 保管場所届出及び保管場所変更届出を受理した場合は、保管場所管理システムにより、自動車保管場所証明申請(届出)受理台帳に登載するものとする。

(4) 届出書類の訂正

届出書類の訂正は、前1の(4)のウに準じて行うものとする。

(5) 保管場所の実査

事務担当者は、届出の内容に疑義がある場合は、前1の(5)のイに準じて実査を行い、疑問点を解明するものとする。

3 申請等の一括受理

申請者及び保管場所の位置を同一とする2件以上の保管場所証明の申請、保管場所届出又は保管場所変更届出が同時になされた場合は、1件の申請書又は届出書について添付書類1通を提出させ、他の申請書又は届出書については、これを省略させることができる。

4 保管場所標章の交付の申請の受理及び保管場所標章の交付等

(1) 保管場所標章の交付の申請の受理

ア 前記1の(1)のイにより保管した保管場所標章交付申請書を申請者等に返却し、保管場所標章の交付の申請を行う日の日付を記載させた後、保管場所標章の交付の申請を受理するものとする。

イ 保管場所届出又は保管場所変更届出を受理する場合は、同時に保管場所標章の交付の申請を行わせ受理するものとする。

(2) 保管場所標章の交付

ア 前(1)のア又はイの保管場所標章の交付の申請を受理したときは、規則別記様式第5号の「保管場所標章」及び規則別記様式第4号の「保管場所標章番号通知書」（以下「標章番号通知書」という。）を作成し、申請者等に速やかに交付するものとする。

イ 保管場所標章には、保管場所標章番号、保管場所の位置を管轄する行政区及び署長の

名称を端末装置により印字するものとする。

ウ 保管場所標章を交付する場合は、保管場所標章の表示方法について指導するものとする。

(3) 保管場所標章の再交付の申請の受理

ア 保管場所標章の再交付の申請は、保管場所法第6条第3項の規定に該当する場合のみ、受理するものとする。この場合において、添付書類の提出は求めないこと。

イ 保管場所標章再交付申請書を受理した場合は、申請者が当該申請に係る自動車の所有者であることを保管場所管理システムで確認し、前(2)に準じて、速やかに保管場所標章及び標章番号通知書を交付するものとする。この場合において標章番号通知書の年月日及び保管場所標章番号は、当該保管場所標章を交付する日の日付及び番号であることに留意すること。

5 手数料の徴収等

保管場所証明等については、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）第2条の規定により、手数料を徴収するものとし、徴収方法は、次のとおりとする。

(1) 手数料の徴収方法

ア 手数料は、種別ごとに徴収するものとし、納入の通知は申請者等に行うが、この際、保管場所証明の申請者等に対し、自動車保管場所証明書の交付予定日を告知するものとする。

イ 手数料は、警察署の会計係又は会計厚生係（島部警察署にあっては、これに相当する係）において、徴収するものとする。

ウ 同一の申請者等から、同時に2件以上の申請があった場合は、当該申請の手数料の合計額を徴収するものとする。

(2) 手数料の免除の手続

警視庁関係手数料条例施行規則（平成12年3月31日東京都公安委員会規則第8号）別記様式の「手数料免除申請書」は、手数料の種別ごとに、それぞれ1通の提出を求めるものとする。この場合において、同一の申請者等から同時に2件以上の同種別の申請があったときは、当該申請の件数を一括した総件数を余白部分に記載した手数料免除申請書1通の提出を求めて処理することができる。

6 保管場所証明の申請に対する却下

(1) 保管場所証明の申請に対する却下

保管場所証明の申請について審査をした結果、保管場所が確保されていると認められず、

当該申請を却下する場合は、申請者等にその理由を告げるとともに、自動車保管場所証明申請書の右上部欄外の余白に、黒色又は青色の「不可」の印を押して返却するものとする。

(2) 審査請求等の教示

前(1)により保管場所証明の申請を却下する場合は、申請者に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求に関する教示及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく取消訴訟に関する教示を書面により行うものとする。

第8 OSSシステムによる保管場所証明の事務処理要領

事務担当者は、次の要領により、OSSシステムによる保管場所証明の事務を行うものとする。

1 証明通知申請の受付等

(1) 証明通知申請の受付

ア 休日(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する休日をいう。)以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの間(以下「勤務時間」という。)においては、常にOSSシステムを起動させ、証明通知申請の有無を確認し、証明通知申請があった場合は、保管場所管理システムにより、必要事項を自動車保管場所証明(届出)受理台帳に登載し、自動車保管場所証明申請書(警察署長提出用)を印字するものとする。

イ 前アの自動車保管場所証明申請書(警察署長提出用)に、OSSシステムにより印字した所在図、配置図及び保管場所として使用する権原を有することを疎明できる書面を添付し、署長の決裁を受けるものとする。

(2) 証明通知申請の点検

ア 他の警察署の管轄に係る証明通知申請のデータが到達した場合は、速やかに当該データを当該警察署に転送するものとする。

イ 証明通知申請の内容に不備があり、これを補正する必要がある場合は、OSSシステムにより、申請者等に補正を行わせるものとする。

2 証明通知申請の審査及び保管場所の実査

証明通知申請の審査及び保管場所の実査については、前第7の1の(4)及び(5)により行うものとする。

3 保管場所証明通知

保管場所が確保されていると認められる場合は、申請者等に対する自動車保管場所証明書の交付に代えて、OSSシステムにより、保管場所証明通知を行うものとする。

4 証明通知申請に対する却下

保管場所が確保されていると認められない場合は、OSSシステムにより、申請者等に対し、証明通知申請を却下する旨の通知を行うものとする。この場合において、当該通知には、前第7の6の(2)の教示を付するものとする。

5 保管場所標章等の交付

(1) 前記3による保管場所証明通知を行った自動車について、自動車登録等が終了したことをOSSシステムにより確認した場合は、保管場所管理システムにより保管場所標章及び標章番号通知書(警察署長提出用)を印字して署長の決裁を受けた後、OSSシステムにより、申請者等に対し保管場所標章番号を通知するものとする。

(2) 前(1)により印字出力した保管場所標章及び標章番号通知書(本人保管用)は、通知した保管場所標章番号を確認した後、申請者等に交付するものとする。

(3) 警視庁本部において保管場所標章及び標章番号通知書(本人保管用)を交付する場合は、文書集配便により速やかに当該保管場所標章及び標章番号通知書(本人保管用)を駐車対策課に送付するものとする。

6 手数料に関する事務

証明通知申請に係る手数料に関する事務は、駐車対策課が一括して行い、警察署においては行わないものとする。

第9 留意事項

1 事務担当者は、保管場所証明等の事務処理に当たっては、関係法令及びこの要綱の規定に基づき、その適正を期するものとする。

2 事務担当者は、自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書(新規・変更)は、それぞれ保管場所標章交付申請書と同一のつづりで複写式となっているが、保管場所証明の申請、保管場所届出及び保管場所変更届出と保管場所標章の交付の申請とは、それぞれ別の行為であることに留意するものとする。

3 取扱責任者は、保管場所管理システムの運用に当たっては、保管場所情報の登録、修正及び削除を確実にを行い、適正なデータの保守管理を徹底するとともに、常に保管場所に係る資料を整備し、保管場所の実態把握に努めるものとする。

4 事務担当者は、不正申請事案を認知した場合は、速やかに取扱責任者に報告するものとする。

5 取扱責任者は、前4による報告を受けた場合は、速やかに署長に報告するとともに、事案の態様、軽重等を総合的に判断して、注意、警告、事件送致等の措置を講じ、適正な取扱い

に努めるものとする。

6 保管場所が確保されていないと疑われる自動車を発見した署員は、速やかに取扱責任者に報告するものとする。

7 取扱責任者は、前6による報告を受けた場合は、速やかに事務担当者に実査を行わせ、疑問点を解明するとともに、自動車の所有者に対して保管場所法第4条又は第7条に規定する手続を行うよう指導するものとする。

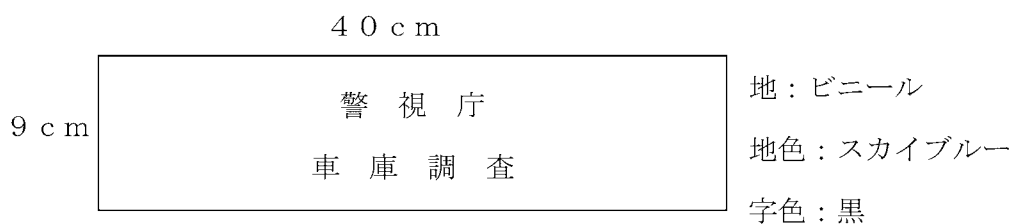
第10 保管場所標章等の管理

1 署長は、保管場所標章の保守管理について十分に配意し、施錠設備のある場所にこれを保管し、盗難、遺失等の防止に努めるものとする。

2 署長は、別記様式第5の「保管場所標章管理簿」を備え付け、保管場所標章の出納状況を明らかにしておくとともに、毎月1回点検するものとする。

3 事務担当者は、公印の印影が印刷された文書の発行状況については別記様式第6の「公印印影印刷文書発行状況報告書」により、自動車の保管場所証明事務の実施状況については別記様式第7の「保管場所管理統計」により、毎月1回署長の決裁を受けるものとする。

別図



保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒 ()

区

住所

町

丁目

番

号

市

氏名

電話

()

番

- 注 1 保管場所証明申請の場合は、「証明申請」に、保管場所届出の場合は、「届出」に○を付けてください。
- 2 「土地・建物」については、いずれか該当する方（両方に当てはまる場合は、両方）に○を付けてください。
- 3 保管場所である車庫が、建物と一体となって築造され、かつ、築造された車庫が自己所有である場合は、「建物」に○を付けてください。
- 4 共有の場合は、「自認書」のほかに、他の共有者全員の承諾書を添付してください（自認書の余白部分に記載できる場合は、その部分に連記することができます。）。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保管場所使用承諾証明書

					警察署長提出用
保管場所の位置	区 町 丁目 番 号 市			駐車場の名称	駐車位置番号
				駐車場	
保管場所の使用者 〔自動車の使用の本拠の位置欄と同じです。〕	住所	〒 区 町 丁目 番 号 市		電 話	使用者と契約者の関係
	氏名				1 本店支店
保管場所の契約者	住所	〒 区 町 丁目 番 号 市		電 話	2 親族
	氏名				3 その他 〔 〕
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 までの (年 か月間)				
駐又車は場管の理所委有託者者	上記のとおり、自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 〒 () 年 月 日 住所 氏名 電話 () 番				

注 共有の場合は、共有者全員の住所及び氏名を記入してください（空欄又は別紙にお願いします。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3

自動車保管場所証明申請（届出）受理台帳

受理年月日： 年 月 日

ページ

	受理番号 年	申請者	交付	月 日	交付予定日	月 日	備考
受理区分	納入通知書番号		不可	場所不適當・収容台数超過・実態無し・私道・他			
車両区分	標章番号		再交付	滅失・損傷・識別困難・その他 月 日 受理番号()			
			車台番号	証明受理番号 年			
	受理番号 年	申請者	交付	月 日	交付予定日	月 日	備考
受理区分	納入通知書番号		不可	場所不適當・収容台数超過・実態無し・私道・他			
車両区分	標章番号		再交付	滅失・損傷・識別困難・その他 月 日 受理番号()			
			車台番号	証明受理番号 年			
	受理番号 年	申請者	交付	月 日	交付予定日	月 日	備考
受理区分	納入通知書番号		不可	場所不適當・収容台数超過・実態無し・私道・他			
車両区分	標章番号		再交付	滅失・損傷・識別困難・その他 月 日 受理番号()			
			車台番号	証明受理番号 年			
	受理番号 年	申請者	交付	月 日	交付予定日	月 日	備考
受理区分	納入通知書番号		不可	場所不適當・収容台数超過・実態無し・私道・他			
車両区分	標章番号		再交付	滅失・損傷・識別困難・その他 月 日 受理番号()			
			車台番号	証明受理番号 年			
	受理番号 年	申請者	交付	月 日	交付予定日	月 日	備考
受理区分	納入通知書番号		不可	場所不適當・収容台数超過・実態無し・私道・他			
車両区分	標章番号		再交付	滅失・損傷・識別困難・その他 月 日 受理番号()			
			車台番号	証明受理番号 年			
	受理番号 年	申請者	交付	月 日	交付予定日	月 日	備考
受理区分	納入通知書番号		不可	場所不適當・収容台数超過・実態無し・私道・他			
車両区分	標章番号		再交付	滅失・損傷・識別困難・その他 月 日 受理番号()			
			車台番号	証明受理番号 年			
	受理番号 年	申請者	交付	月 日	交付予定日	月 日	備考
受理区分	納入通知書番号		不可	場所不適當・収容台数超過・実態無し・私道・他			
車両区分	標章番号		再交付	滅失・損傷・識別困難・その他 月 日 受理番号()			
			車台番号	証明受理番号 年			
	受理番号 年	申請者	交付	月 日	交付予定日	月 日	備考
受理区分	納入通知書番号		不可	場所不適當・収容台数超過・実態無し・私道・他			
車両区分	標章番号		再交付	滅失・損傷・識別困難・その他 月 日 受理番号()			
			車台番号	証明受理番号 年			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

自動車保管場所審査カード

		事務担当者			
		年 月 日 審査 係 階級			
		氏名			
受理番号	申請者氏名				
駐車場名 (管理番号)	()				
所在地					
管理者氏名	電話番号 (- -)				
担当交番		受持区		交付予定日	年 月 日
保管場所情報	間口	cm	奥行き	cm	高さ
位置	1 道路（私道を含む。）以外の場所に 2 使用の本拠（住所等）の位置に 3 ※ない場合 ●2キロメートル以内に ●2キロメートルを超える () km				ある・ない ある・ない ある・ない
使用期間	1 1か月以上で (年 月 日～ 年 月 日) 2 昼（夜）間だけ又は時間貸しの契約で				ある・ない ない・ある
使用権原	1 使用承諾書は正当に発行されたもので 2 名義貸しで 3 その場所について紛争が 4 法令による空地等の指定が				ある・ない ない・ある ない・ある ない・ある
実 査 欄					
実査日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃				
実査者	係 階級 氏名				
通ずる道路	1 支障なく通行できる場所で 2 法令による通行禁止の規制が				ある・ない ない・ある
車庫の構造等	1 支障なく出入りできる場所で 2 十分な広さで 3 沼地、ゴミ捨場、植え込み等で 4 倉庫又は商品置場のみに使われているもので				ある・ない ある・ない ない・ある ない・ある
保管場所情報	保管場所の間口、奥行き及び高さの全てについて変更が				ない・ある
備考					
総合判定	適・否 (理由:)				

注1 事務担当補助者が実査した場合は、実査担当者欄の階級は警視庁会計年度任用職員と記載すること。
 注2 実査の結果、保管場所情報に変更がある場合は、具体的な寸法を備考欄に記載すること。
 注3 はみ出し車両又は他府県ナンバー車両が常駐している場合等再度実査する必要性が認められる場合は、具体的内容を備考欄に記載すること。
 注4 補足事項は備考欄に記載すること。
 注5 事務担当者は、審査カードの記載内容を確認した後、署長に報告すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日 時 分印字

保管場所標章管理簿

[月報] 年 月分

受 入 れ	(~)	枚			
在 庫	(~)	枚			
標章プリンタ在中	使用保管場所標章製造番号	使 用 枚 数	誤記・汚損等	残保管場所標章製造番号	残 枚 数
[1 号機]	(~)	枚	枚	(~)	枚
	(~)	枚	枚	(~)	枚
	(~)	枚	枚	(~)	枚
[2 号機]	(~)	枚	枚	(~)	枚
	(~)	枚	枚	(~)	枚
	(~)	枚	枚	(~)	枚
[3 号機]	(~)	枚	枚	(~)	枚
	(~)	枚	枚	(~)	枚
	(~)	枚	枚	(~)	枚
[4 号機]	(~)	枚	枚	(~)	枚
	(~)	枚	枚	(~)	枚
	(~)	枚	枚	(~)	枚
[5 号機]	(~)	枚	枚	(~)	枚
	(~)	枚	枚	(~)	枚
	(~)	枚	枚	(~)	枚
計		枚	枚		枚
残 枚 数					枚

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

年 月 日 時 分印字

公印印影印刷文書発行状況報告書

[月報] 年 月分

種 類	区 分	発行枚数	登録自動車	軽自動車	誤記・汚損等	
[納入通知書兼領収証書]	証 明 受 理	枚	枚		枚	
	証 明 書 再 交 付	枚	枚		枚	
	標 章 交 付	証 明 書 交 付	枚	枚	枚	枚
		届 出 新 規	枚		枚	枚
		変 更 ・ 登 録	枚	枚		枚
		変 更 ・ 軽	枚		枚	枚
		再 交 付 ・ 登 録	枚	枚		枚
		再 交 付 ・ 軽	枚		枚	枚
		小 計	枚	枚	枚	枚
[自動車保管場所証明書]	証 明 受 理	枚	枚		枚	
	証 明 書 再 交 付	枚	枚		枚	
	小 計	枚	枚		枚	
[保管場所標章番号通知書]	標 章 交 付	証 明 書 交 付	枚	枚	枚	枚
		届 出 新 規	枚		枚	枚
		変 更 ・ 登 録	枚	枚		枚
		変 更 ・ 軽	枚		枚	枚
		再 交 付 ・ 登 録	枚	枚		枚
		再 交 付 ・ 軽	枚		枚	枚
	小 計	枚	枚	枚	枚	
発 行 枚 数 合 計		枚	枚	枚	枚	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保管場所管理統計

[月報] 年 月分

[受 理]	受 理 番 号 (~) 受 理 件 数 件	内 訳	証 明 受 理 件 証 明 書 再 交 付 件	標 章 交 付 件
[標章交付]	標 章 番 号 (~) 交 付 件 数 件	内 訳	証 明 書 交 付 件 変 更 ・ 登 録 件 再 交 付 ・ 登 録 件	届 出 新 規 件 変 更 ・ 軽 件 再 交 付 ・ 軽 件
[納 付]	調定件数・金額 件 円			
	保 管 場 所 証 明 (~) 調 定 件 数 件	内 訳	新 規 ・ 代 替 件 (円) 再 交 付 件 (円) 手 数 料 免 除 件	
	保 管 場 所 標 章 (~) 調 定 件 数 件	内 訳	標 章 交 付 (円) 手 数 料 免 除	
[処 理]	駐 車 場 情 報 登 録 件 修 正 件 削 除 件	保 管 場 所 情 報 件 件 件	[未入力状況] 処 理 結 果 未 入 力 データ件数 車 台 番 号 未 入 力 データ件数 駐 車 場 未 入 力 データ件数	件 件 件

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。